

特集
<2>

普通教育とは何か

～一条校に行かないという選択～

NPO法人コクレオの森 箕面こどもの森学園 藤田美保



これまでの普通教育の考え方

今、普通教育とは何か、その定義が問われている。普通教育という言葉は、憲法26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」と登場する。これだけだと、普通教育とは何を指すのかわからぬ。

しかし、憲法の下にある学校教育法で、普通教育は定義されていく。第16条において、「保護者は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う」とされており、次条である第17条では「①保護者は、子を小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。②保護者は、子が小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に就学させる義務を負う」とされている。(一部省略)

つまり、義務教育年限の子どもに対して、保護者には普通教育を受けさせる就学義務があり、普通教育が受けられる場所は、学校教育法第1条に定められる「一条校」であるとされる。このため、子どもが年長や小6時には、各家庭に「就学通知書」が届き、一条校に通学しない家庭には「就学義務違反」の通知が届く。戦後このように定められ、「普通教育とは、一条校に通学することである」という誰もが疑うこととなかった概念が、ここ近年、少しずつ揺らぎ始めている。

普通教育の概念が揺らぎ出す

最初の揺らぎは、2017年に施行された教育機会確保法である。不登校児童生徒であれば、無理に学

校に行く必要はなくなり、自分に合った多様な学びの場を選ぶことができるようになっただけでなく、自宅でICT学習することも学びだと見なされるようになった。これにより、「多様な教育」「学校外の学び」という言葉がよく聞かれるようになった。

その3年後の2020年、誰もが予想すらしなかったことが起きた。新型コロナウイルスによる2か月間の全国一斉休校である。それまで「学校は行くものだ、行かないといけない」とされてきたにもかかわらず、「学校に通学してはいけない」と政府から言われたことは、とりわけ、学校に通学している当事者である子どもたち一人ひとりに大きな影響を与え、それが学校の意味、学びを意味と問う機会ともなった。

さらに、その新型コロナウイルスも収束しかかる2023年。文科省が発表した数字に、教育業界は戦慄をおぼえることとなった。19万人だった不登校児童生徒数が、5万人も多い24万人と発表されたのである。一条校には行けない子どもたちが、24万人も存在するなかで、その子たちの学びをどう保障するのかが大きな課題となり、一条校の中身をその子たちのニーズに合わせたものに変えていく動きや、一条校以外の場所をその子たちの学びの場として認める動きが加速した。不登校対策が全国各地で叫ばれるようになり、不登校特例校や校内フリースクールの設立が全国で進められ、こども家庭庁が発足し、文科省と一緒にになって、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」COCOLOプランが打ち出された。

これにより、不登校対策は揺るぎのないものとなり、「一条校に行かない」不登校児童生徒であれば、民間施設やICT学習が、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の場、つまり普通教育

としてみなされるようになり、出席日数も認められ、通学するための実習定期も支給されることが当たり前となった。

「一条校に行かない」子どもたちの存在

その一方で、同じように一条校に学籍を置きながらも「一条校に行かない」選択をする児童生徒が存在する。それらの児童生徒は、一条校に学籍を置いたまま、無認可のオルタナティブスクールや外国人学校に通学しており、各市町村の教育委員会の分類では、不登校児童生徒ではなく「その他理由」として数えられている。不登校児童生徒数の24万人には入っていないが、その数は公開されておらず、定かではない。

私たちコクレオの森が運営する箕面こどもの森学園もその一つ。約70名の子どもたちが毎日通学しているが、その内、不登校児童生徒として認められている子どもたちは、1割程度で、残り9割近い子どもたちは、不登校ではなく「その他理由」の児童生徒として見なされており、出席日数を認められることとなれば、通学定期を買うことすらもできない人が多い。中には、就学義務違反の通知が教育委員会から届く家庭すらある。

一条校に行きたくても行けない不登校児童生徒であれば、「多様な教育」「学校外の学びの場」で学ぶことが普通教育としてみなされ、権利として保障されている一方で、最初から一条校に行かないという選択をした場合は、たとえ同じ場所、同じ学び方であっても、その学びを普通教育としてみなされるではなく、学ぶ権利が保障されていないという矛盾が起きている。

就学義務から教育への権利へ

今は、変化が目まぐるしく、先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代だと言われている。新型コロナウイルス、ロシアとウクライナの戦争も、だれも予測ができなかつたし、根本的な解決策も見い出せていない。このような中で、人々の価値観は大きく変わり、どんどん多様になっている。その一方で、学校教育のあり方は、その変化に追いついては

いない。ChatGPTが台頭する時代になっても、同じ学年の子どもたちが、教室という閉じられた空間に集められ、答えのある問い合わせの正解を、制限時間内にどれだけ正確にたくさん書けるのかが競わされている。

「一条校に行けない」ということは、集団での学びに合わせることができない、学校教育からドロップアウトすることを指すのではなく、学校教育のあり方そのものが、子どもたちに答えのある問い合わせの正解だけを求め続け、それ以外の学びや子どもたちの個性を許容できない非寛容な設計になっている表れである。その上で、「一条校に行かない」という選択は、価値観の偏りや自分勝手な行動ではなく、社会の変化とともに価値観が多様に変化し、何が正解なのかだれにもわからない中で、自分を見つめ、いろんな人と対話を積み重ねながら、答えのない問い合わせより良い解だと思うことを選び続けられる力を育める学びを受けたいという保護者と子どもたちの姿である。これら2つの現象は、もはや学校教育だけでは、人々が望む教育機会の確保ができないことを表している。

変化が目まぐるしく、価値観が多様化する時代の中で、人々が望む教育機会を確保するためには、2023年に施行されたこども基本法を受けて、学校教育のあり方を、子どもの声を聴き、対話を積み重ねながら学びという営みを紡いでいくものにしなければいけないし、学校外の学びの場を望むのであれば、そこで学ぶ権利を認めていき、普通教育を就学義務から教育への権利として捉え直す必要がある。

【プロフィール】藤田美保（ふじた・みほ）

『窓きわのトトちゃん』を読み、自由な学校に憧れる。小学校教諭を退職後、大学院にて教育学を学び、市民による学校づくりを目指す。2004年に「わくわく子ども学校」(現:箕面こどもの森学園) 常勤スタッフ、2009年から箕面こどもの森学園校長。2022年から認定NPO法人コクレオの森代表理事。現在は、ESDの学校がある持続可能なまちづくりを目指す。共著「こんな学校あったらいいな～小さな学校の大きな挑戦～」(2013年)。「みんなでつくるミライの学校～21世紀の学びのカタチ～」(2019年)。